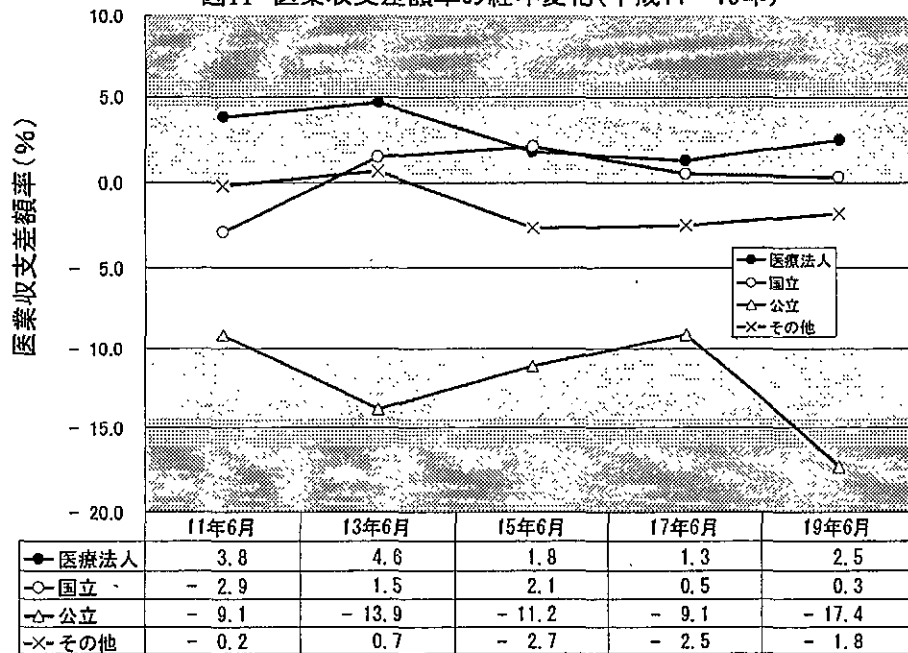


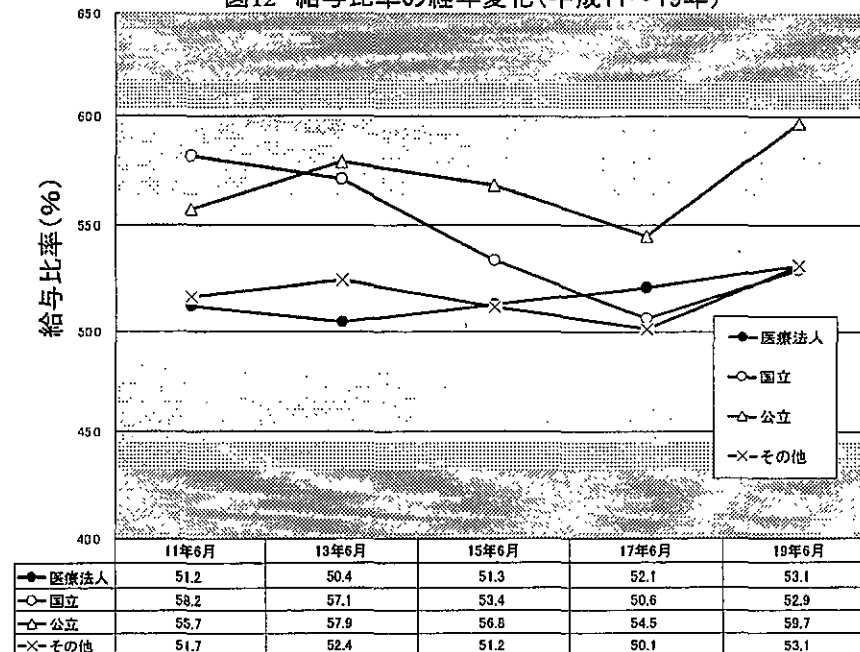
3) 給与費(設立主体別・経年変化)

図11 医業収支差額率の経年変化(平成11～19年)



医業収支差額率=医業収支差額/医業収入

図12 給与比率の経年変化(平成11～19年)

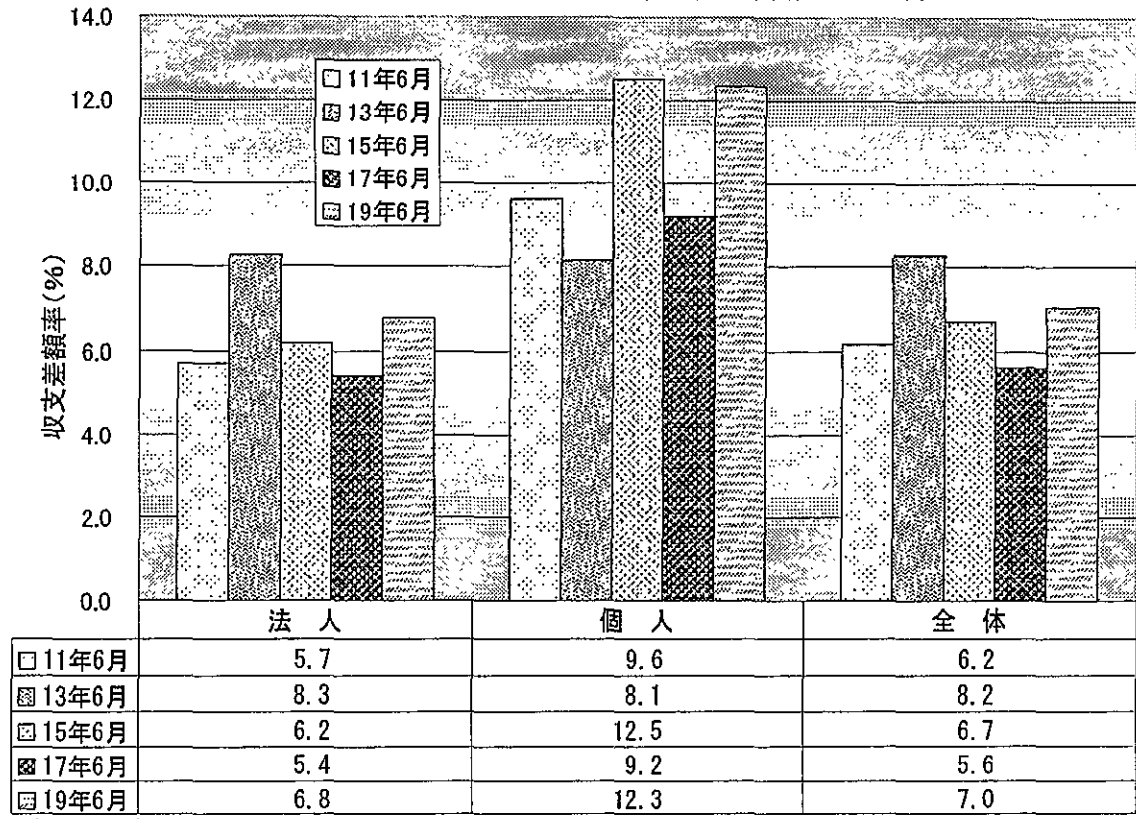


給与比率=給与費/医業収入

医業収支差額率を設立主体別にみると、平成17～19年で医療法人、その他が上昇しているなか、公立は大きく下降している(図11)。また、平成17～19年に給与比率はすべての設立主体で上昇しているが、なかでも公立の上昇幅が最も大きくなっている(図12)。経年でみても公立は医業収支差額率がマイナス(赤字)を続けるなか、高い給与比率で推移している。

(3) 保険薬局(収支差額率の経年変化)

図13 収支差額率の経年変化(平成11～19年)



収支差額率=収支差額/収入

平成11～19年の収支差額率を設立主体別(法人、個人)にみると、2度の診療報酬マイナス改定があつたにもかかわらず、法人、個人ともに高い数値(黒字)を示している。

注)「個人立の保険薬局の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる」とされている。

4. 医療経済実態調査の問題点①

図14 一般病院(規模別)における施設数の経年変化

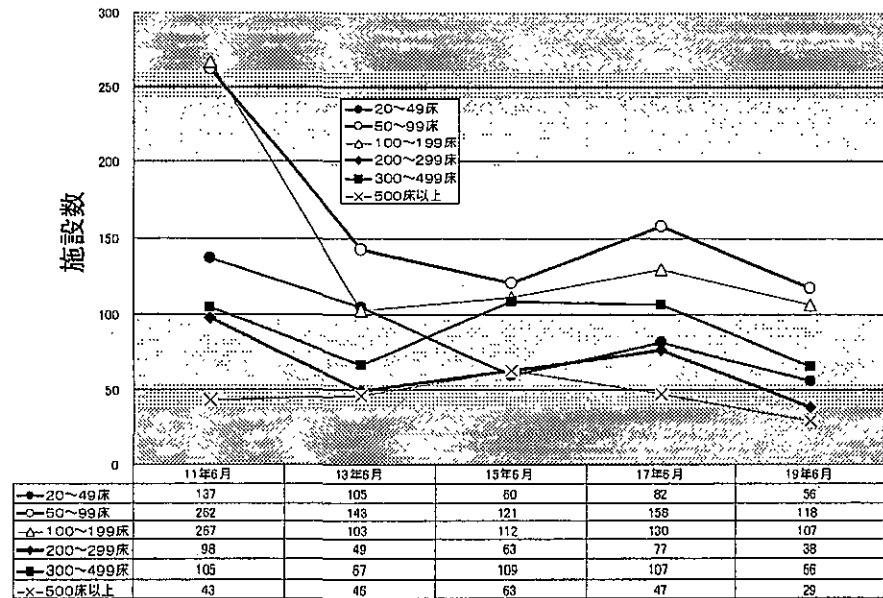
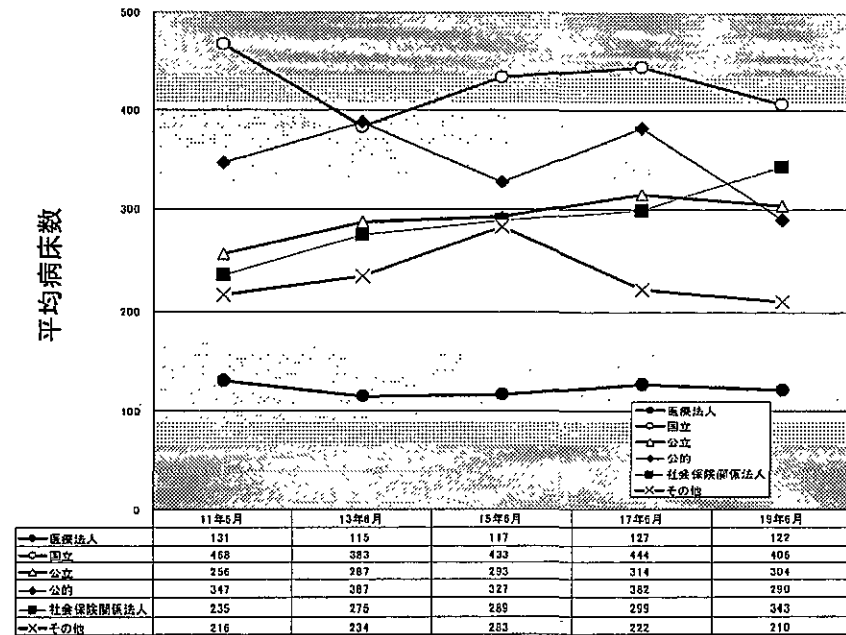


図15 一般病院(設立主体別)における平均病床数の経年変化



調査年ごとに施設数および病床規模にばらつきがあるため、正確な経年変化をみることができない(定点調査ではないため、調査年ごとにデータにばらつきが発生する)。

4. 医療経済実態調査の問題点②

- 個人立の診療所と保険薬局は、開設者の報酬などの収支差額部分が不透明であり、正確な経営状況を把握できない。
- 病院の診療科別の収支状況を調査しておらず、病院経営の詳細な実態を把握できない。
- 診療所の開設者のうち「その他」の内訳が詳細に明示されていない。
- 従事者数および平均給料月額が設立主体別のみである。
- 病院と診療所の費目が統一されていない。

5. 次回調査に向けた提言

- 個人立の診療所と保険薬局について、開設者の報酬などの収支差額部分の内訳を調査すべきである。
- 病院の診療科別の収支状況について調査すべきである。
- 調査対象施設数や病床規模の変動による数値の激変を避けるために、定点観測的手法による調査を深化・拡大すべきである。
- 上記を含めた調査設計のあり方等について、統計学や会計学の専門家の意見を踏まえて適切な見直しを図るべきである。
- 中長期的には、例えば診療報酬調査専門組織等を活用し、医療経済実態調査のあり方について総合的に検討すべきである。

注釈

○一般病院(規模別)

(注)1. 介護保険事業に係る収入のない一般病院の集計

○一般病院(設立主体別)

(注)1. 「国立」とは、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他の機関が開設する病院である。

2. 「公立」とは、都道府県立、市町村立病院である。

3. 「公的」とは、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会である。

4. 「社会保険関係法人」とは、全国社会保険協会連合会、厚生年金事業団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合である。

5. 「その他」とは、公益法人、社会福祉法人、医療生協、その他の法人である。

6. 介護保険事業に係る収入のない一般病院の集計

○一般診療所(有床、無床別)

(注)1. 一般診療所の「その他」とは、医療法人、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などである。

2. 個人立の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3. 介護保険事業に係る収入のない一般病院の集計

○一般診療所(診療科別)

(注)1. 介護保険事業に係る収入のない一般病院の集計

○機能別

(注)1. DPC対象病院からは特定機能病院は除いている。

2. 小児総合医療施設とは、診療科目中に小児内科の他に小児外科を含む複数の外来系診療科目を有する施設で、総合的に小児医療が行える医療施設として、日本小児医療施設協議会が認めた施設をいう。

3. こども病院からは特定機能病院は除いている。

4. 「地域医療支援病院」とは、医療法第4条の規定により、地域医療支援病院として都道府県知事の承認を得ている病院である。

○保険薬局

(注)1. 個人立の保険薬局の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2. 介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計